

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について

警察庁では、マイナ免許証を利用した住所変更ワンストップサービス等の利用手続に関し、スマホ用署名用電子証明書の利用を可能とすることを内容とする「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール（menkyoka@npa.go.jp） ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵 送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局運転免許課法令係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和8年1月30日（金）から 令和8年2月28日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

〈 凡 例 〉

- 新 府 令： 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
- マイナ免許証を利用した住所変更ワンストップサービス等： 道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の5第3項第2号に規定する、住所等に変更が生じたときに国家公安委員会への届出を要しない特例措置をいう。
- マ イ ナ ポ ー タ ル： 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。
- 個人番号カード用署名用電子証明書： 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書（同法第15条第1項の規定により効力を失っていないものに限る。）をいう。
- ス マ ホ 用 署 名 用 電 子 証 明 書： 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書（同法第16条の14第1項の規定により効力を失っていないものに限る。）をいう。

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の5第3項第2号

3 命令等の内容

マイナ免許証を利用した住所変更ワンストップサービス等の利用手続において、国家公安委員会が最新の住所情報等の提供を受けることに対する同意に関する情報をマイナポータルを經由して送信する際に、従来の個人番号カード用署名用電子証明書に加え、スマホ用署名用電子証明書を利用することができることとする（新府令第21条の14）。

4 施行期日

令和8年3月27日とする。